

旭地振 3 3 8 号
平成 29 年 6 月 1 6 日

旭区地球温暖化対策・3R 夢推進協議会
委 員 各 位
旭区連合自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長
白 井 一 夫

旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰
受賞候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日ごろから、旭区美化・リサイクル運動に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰について、昨年度までは、旭区地球温暖化対策・3R 夢推進協議会の総会において、美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人または団体に対し表彰をしておりましたが、今年度より 9 月 29 日（金）のあさひ安全安心フェア（会場：旭公会堂）の場にて表彰を実施いたします。
つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、表彰要綱に基づき、候補対象者がいる場合には御推薦くださるようお願い申し上げます。
なお、環境事業推進委員の活動による表彰は別途ございますので、本表彰の対象外とさせていただきますので、ご了承ください。

- 1 提出期限 平成 2 9 年 7 月 3 1 日（月）
- 2 提出書類 推薦書（2 枚 1 組）
- 3 送付先 〒 2 4 1 - 0 0 2 2 旭区鶴ヶ峰 1 - 4 - 1 2
旭区役所地域振興課資源化推進担当
担当 宮川・河野
TEL 9 5 4 - 6 0 9 6 FAX 9 5 5 - 3 3 4 1

推 薦 書

平成 2 9 年 月 日

旭区地球温暖化対策・3R夢推進協議会会長

所属団体役職名 _____
(推薦者)
氏 名 _____ (印)

次の者を、旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰の受賞候補者として推薦します。

高 行 社 (団体名)		性 別	男・女
住 所 (所在地)	電 話 ()		
生年月日	年 月 日 (歳)		
職 業		勤務先	
団体の場合	代表者氏名 構 成 男 人・女 人・計 人		
功績区分	(1) 清 掃 (2) リサイクル (3) 広 報 (4) 花いっぱい・緑化 (5) 寄 付 (6) その他		
過去に受けた表彰等			
推 薦 理 由			

旭区美化・リサイクル運動推進活動実績報告書

活動開始時期	年 月頃から
活動頻度	月 回数 週
活動場所	
活動内容 (具体的に記入 願います。)	
その他	

旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰要綱

(目的)

第1条 この表彰は、旭区内において、旭区美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人及び団体を表彰し、本運動の一層の強化を図ることを目的とする。

(表彰対象)

第2条 次の各号の一に該当するもので、その業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体

- (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な貢献が認められるもの。(清掃)
- (2) ごみの減量化・資源化(リサイクル)の推進に寄与したもの。(リサイクル)
- (3) 指導、啓発、広報活動等に尽力し、本運動の思想普及に多大な貢献が認められるもの。(広報)
- (4) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの。(花いっぱい、緑化)
- (5) 資材、物品、施設等を寄付し、本運動の推進に寄与したもの。(寄付)
- (6) その他、旭区美化・リサイクル運動の推進に寄与したもの。(その他)

(表彰基準)

第3条 個人及び団体の表彰基準は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第2条の(1)から(4)まで及び(6)については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。
- (2) 要綱第2条(5)については、5万円相当以上の資材、物品等の寄付をしたもの。
- (3) 要綱第2条における表彰対象の業績または功労が、10年以上の場合は永年表彰の対象とすることができる。
- (4) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うものは、対象者となることができない。

(推薦及び決定)

第4条 旭区地球温暖化対策・3R夢推進協議会(以下「協議会」という。)構成員が会長あてに推薦し、表彰の決定は、協議会役員に諮り会長がこれを決定する。ただし、会長が必要に応じて推薦し、旭区長と協議の上、決定することもできる。

(表彰)

第5条 表彰は、会長及び旭区長の連名による表彰状を授与し、これを行う。ただし、合わせて記念品を授与することもできる。

(表彰時期)

第6条 表彰は、原則として年1回、協議会総会の席上において行う。

(事務局)

第7条 本表彰にかかる事務は、旭区総務部地域振興課資源化推進担当が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月19日から施行する。

この要綱は、平成13年5月31日から施行する。

この要綱は、平成16年6月3日から施行する。

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。